

●基準日前後に転入・転出・出生・死亡した方への給付

■転入した方	
・平成21年2月1日以前に新宿区に転入した方	○新宿区が給付します
・平成21年2月2日以降に新宿区に転入した方	×転入前の自治体が給付します
■転出した方	
・平成21年2月1日以前に新宿区を転出した方	×転出先の自治体が給付します
・平成21年2月2日以降に新宿区を転出した方	○新宿区が給付します
■出生した方	
・平成21年2月1日以前に生まれた方	○給付対象です
・平成21年2月2日以降に生まれた方	×給付対象に含まれません
■死亡した方	
・平成21年1月31日以前に亡くなった方	×給付対象に含まれません
・平成21年2月1日以降に亡くなった方	○給付対象です

注 定額給付金や子育て応援特別手当の給付を装った「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

区民の皆さんに、区から直接、定額給付金等に関する電話をすることはありません。定額給付金等に関する区からの連絡は、すべて文書で行います。

●ご自宅や職場等に区や国の行政機関の職員をかたった電話がかかってきたり、不明な郵便が届いたら、最寄りの警察署(または警察相談電話【☎#9110】)にご連絡ください。

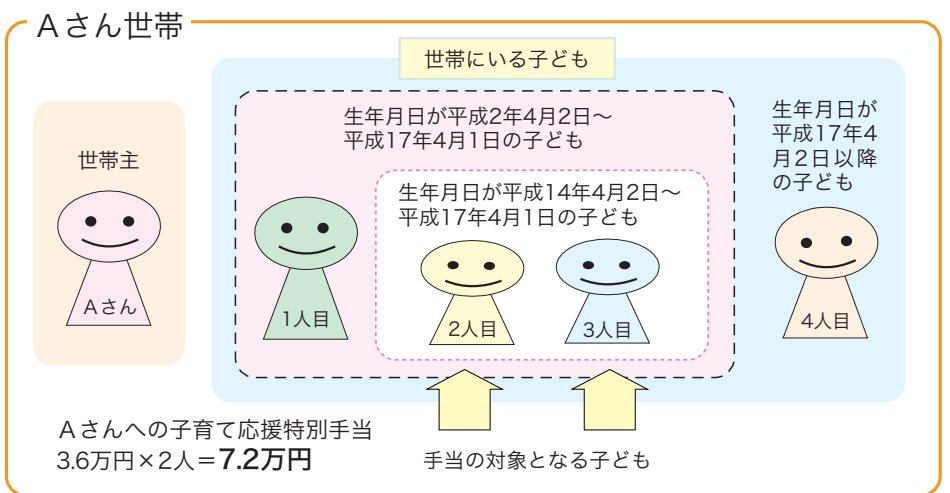
子育て応援特別手当の申請書は4月15日(水)にお送りします

◆申請期間は10月16日(金)までです

●子育て応援特別手当(Aさん・Bさん・Cさんの例)

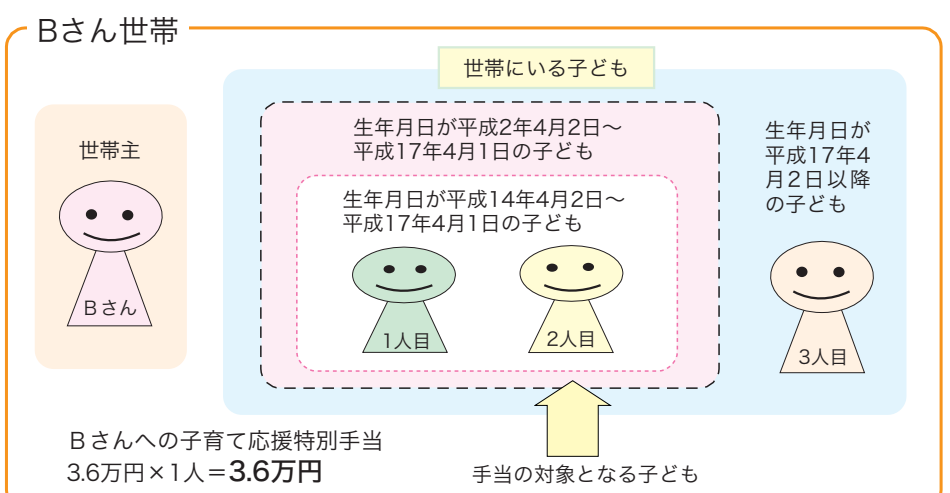
1. 子育て応援特別手当とは

多子世帯の幼児期における子育て支援を目的として実施する事業です。



2. 子育て応援特別手当の給付対象となる方

平成21年2月1日を基準日として新宿区の住民基本台帳に記録されている方、または新宿区の外国人登録原票に登録されている方で、下記の条件に該当する方。

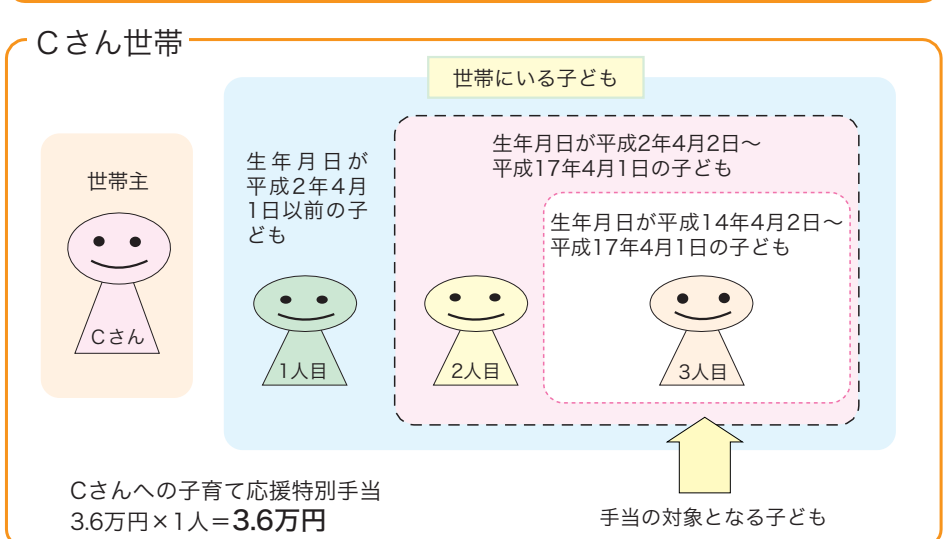


平成2年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた子どもが2人以上おり、かつ平成2年4月2日以降に生まれた子どもを第1子として平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた子どもが第2子以降となる場合に、第2子以降の子どもが属する世帯の世帯主

(外国人の方)

※短期滞在の在留資格で登録されている方及び在留資格のない方は申請できません。

※すでに在留期間が満了している方及び区が子育て応援特別手当の給付決定をする前に在留期間が満了する方は、地方入国管理局で在留期間を更新し、新宿区で外国人登録を変更するなど、必要な諸手続きをしていただかないと対象になりません。



3. 給付額

上記「2.子育て応援特別手当の給付対象となる方」の世帯で第2子以降となる子ども1人につき**3万6千円**

4. 申請方法等

区が郵送した申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに返信用封筒で返送してください。申請書が届かない場合や別居のお子さんがある場合など、詳しくは「広報しんじゅく」臨時号(4月15日発行)でお知らせする予定です。

ご不明な点は専用コールセンター☎(5949)1020でもご案内しています。

定額給付金・子育て応援特別手当のご相談・お問い合わせは

新宿区定額給付金等専用コールセンター ☎(5949)1020

受付時間 午前9時～午後7時(土・日・祝日を含む)
4月1日～4月30日は午前9時～午後10時(土・日・祝日を含む)
※受付時間は変更する場合があります

定額給付金・子育て応援特別手当

【担当】定額給付金等対策室(第1分庁舎8階)☎(5273)4503
ご相談・お問い合わせは専用コールセンター☎(5949)1020へ。

区内の商店街で一斉にキャンペーン・セールを実施します

定額給付金の給付を踏まえ、新宿区と新宿区商店会連合会では、地域の消費拡大推進のため、区内の商店街で買い物をしたお客さまに景品が当たるキャンペーン・セールを実施します。

実施期間などについては、今後の「広報しんじゅく」でお知らせします。
【問合せ】産業振興課 ☎(3344)0701へ。